

財務省告示第四百八十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十七年度の初日から平成十七年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十七年十二月二十八日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十七年度の初日から平成十七年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	二八・八 トン
三	四トン
四	一九、七 五トン
五	一、 六五トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
六一五トン	五二五トン	九、三三九トン	六四、六九五トン	二五、四一八トン	七二一トン	四二、七六一トン	九二一、三七三トン	三、五三三、一四一トン	三八、九七四トン	三、八二三トン	三、二八八トン	二六、七四二トン	・九五トン	トン	一トン

二九	一、一五トン
二八	八トン
二七	九、五二六トン
二六	一、五九トン
二五	トン
二四	一六トン
二三	四、一九八トン
二三	六八トン
二二	二四、九六トン